平成25年 住宅･土地統計調査について

茨城県企画部統計課　人口・労働グループ

1　調査の目的

この調査は，我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況，その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し，その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより，住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施されております。

今回の平成25年住宅・土地統計調査では，近年において多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ，住宅ストックのみならず，少子・高齢社会を支える居住環境，耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅性能,土地の有効利用状況を明らかにするとともに，東日本大震災による転居等に関する実態等を明らかにすることとしております。

なお，住宅・土地統計調査は，昭和23年以来５年ごとに実施され，平成25年調査はその14回目に当たります。

2　調査の期日

調査は，平成25年10月１日現在で行います。

3　調査の地域

平成22年国勢調査調査区の中から約５分の１の調査区を抽出し，これらの調査区において平成25年２月１日現在により設定した単位区のうち，約21万単位区について調査します。茨城県においては，5,394調査単位区が設定されております。

4　調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（１調査単位区当たり17住戸，全国計約350万住戸・世帯，本県計約９万２千住戸・世帯）が対象です。

5　調査事項

世帯と現住居・敷地について調べる「調査票甲」と，現住居以外に所有する住宅・土地についても調べる「調査票乙」の２種類の調査票により，次の事項を調査します。

⑴　住宅等に関する事項

居住室の数及び広さ，所有関係に関する事項，敷地面積，建築時期，床面積，家賃又は間代に関する事項，設備に関する事項，増改築及び改修工事に関する事項 など

⑵　世帯に関する事項

世帯構成，通勤時間，現住居に入居した時期，前住居に関する事項，子に関する事項など

⑶　東日本大震災に関する事項

震災による転居の有無，現在の居住状況，住宅被災箇所の改修工事の状況

⑷　現住居以外の住宅及び土地に関する事項（※調査票乙のみの調査事項）

所有関係に関する事項，所在地，面積に関する事項，利用に関する事項

このほかに，調査員が建物の外観等から調査し記入する建物調査票があり，居住世帯のない住宅や住宅の建て方，構造等について把握します。

6　調査方法

⑴　調査の流れ

調査は，総務省（統計局）－県－市町村－指導員－調査員－世帯の流れによります。

⑵　調査の方法

調査は，調査員が調査票を世帯ごとに配布し，世帯が調査員又は市町村に調査票を提出することにより行います。なお，調査票の提出については，次のいずれかの方法を世帯が選択することができます。

ア　調査員への提出

イ　インターネット回答

7　集計

住宅や世帯の居住に関する状況，土地の保有状況などを全国，地域別に集計します。

8　結果の公表

調査の結果は，平成26年夏ごろから，総務省統計局において，統計局ホームページ，報告書などにより，順次公表される予定です。

本県では，総務省統計局の公表後，本県における結果を取りまとめ，茨城県統計課ホームページ等で公表する予定としております。

9　結果の利用

住宅・土地統計調査の結果は，国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定，耐震や防災を中心とした都市計画の策定，空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。